

地域密着型サービスの運営推進会議について

1 開催について

地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議）の開催については、令和5年6月19日付け事務連絡により、以下の取扱いとしています。

開催していない場合は、基準違反になります。

- ・ 対面形式での会議を実施（オンラインによる参加も可）
- ・ 書面開催、中止等は原則不可
- ・ 感染症や自然災害等により代替の開催日を確保できない場合は、高齢者福祉課事業者指導係まで事前にご相談ください。

・ 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが第5類に移行されたことに伴い、令和5年5月1日厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」で運営推進会議等の臨時的な対応が終了しました。

事 務 連 絡
令和5年6月19日

各地域密着型（介護予防）サービス事業所
管理者 様

益田市福祉環境部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

**新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の臨時的な取扱い
終了について**

平素は介護保険行政の推進に対しましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随
時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議）の開催につきまして
は、令和2年8月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議
の取扱いについて」にてお知らせし、対応をお願いしてまいりました。
今般、令和5年5月1日付け国通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置
づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づき、下記の取扱
いとさせていただきますので、適切な運営をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 令和5年7月以降開催の運営推進会議について

令和5年7月以降開催予定の運営推進会議については、対面形式での会議（オンラ
インによる参加も可）を開催してください。
※書面開催、延期、中止等の方法で行うことは原則認められません。
※感染症や自然災害等により代替の開催日を確保できない等の場合は、高齢者福祉課
事業者指導係まで事前にご相談ください。

2. 令和5年6月末までの運営推進会議について

令和2年8月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議
の取扱いについて」の適用は、令和5年6月末までとします。

益田市福祉環境部 高齢者福祉課
事業者指導係
TEL 0856-31-0218（直通）

地域密着型サービスの運営推進会議について

2 報告書について

事業者は運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととなっています。

また、運営推進会議における報告等は、2年間保存しなければなりません。

現在、市ホームページで公表を行っている事業所の報告書についても基本的に過去2年分を掲載しています。

現在、市ホームページで運営推進会議の公表を行っている事業所の報告書については、ホームページをご確認ください。

※市へ未提出分の報告書がありましたら、紙媒体またはデータで高齢者福祉課事業者指導係までご提出をお願いします。

地域密着型サービスの運営推進会議について

3 運営推進会議を活用した評価について

運営推進会議を活用した評価の場合、評価結果を利用者及びその家族に対して配布するとともに、事業所のホームページに掲載、「介護サービス情報公表システム」への掲載または見やすい場所に掲示するなどの方法により公表しなければなりません。

また、評価終了後は、関係資料を市高齢者福祉課事業者指導係に提出してください。